



令和6年8月20日(火)、第2回の相談支援専門員連絡会が伊那市福祉まちづくりセンターにて開催されました。相談事業所を中心に合計23名の参加がありました。

令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定により意思決定支援の方策の中で、障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付が義務付けとなりました。

また、障害児においては質の高い発達支援の提供の推進のため総合的支援を提供することが基本となり、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することが求められました。(※5領域:「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)

そのため、今回の相談支援専門員連絡会では個別支援計画に焦点を当て、講義や検討する場を企画しました。

(1) サービス等利用計画と個別支援計画の関係と連携

【講義】「サービス等利用計画と個別支援計画の関係と連携」

講師:一般社団法人地の会 理事・アップ☆わ〜く管理者 宮内宏さん
(特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会 代表理事)

講義では個別支援計画とサービス等利用計画の連携の他、障がい児の個別支援計画に記入される5領域の説明がありました。

法改正により一層の意思決定支援が重視されてきていることやサービス等利用計画等や個別支援計画を通して情報共有が密にされる事、相談支援専門員とサービス管理責任者の連携により支援がぶれないようにすることが大切という話がありました。また、相談支援専門員として地域でネットワークを作り、ニーズや支援の方針等の確認・集約をし、各事業所の役割を明確化していくこと。そして適切にサービス提供されているか第三者の視点を持って判断を行うことが必要との話をいただきました。



また、児童の個別支援計画に記載される5領域を意識することで、事業所内の支援が少しずつ家庭や保育所等に広がっていくきっかけとしていければということでした。

講義後には内容に関して感じたこと及び連携についてや他圏域でのサービス等利用計画の利用者同意不十分が確認された新聞記事も話題提供し、グループワークを実施しました。主な意見は以下の通りです。

- ・サービス管理責任者と相談支援専門員の連携の大切さがわかった。
- ・同じ施設内であれば連携がとりやすいが、外部の事業所であれば、連携が足りないと感じた。
- ・兼務の場合、サービス等利用計画と個別支援計画の両方に関わることもあり混乱してしまう。

・意思決定支援について、今までと何が変わったのか、どうすればいいのかという部分を聞くことができ奥が深いと感じた。

・個別支援計画をもらった際には今後はしっかり読み共有していくことが大事。

・新聞の記事から相談員の不足を感じた。増やすにはどうしていったらいいのか悩ましい部分もある。サービスに繋がらない基本相談が多いと感じている。



(2) 新規事業所等の紹介

● あいびー諏訪 (就労支援継続支援 B 型)

作業内容: iPhone の修理やデータ入力などのパソコン作業、箱詰めなどの軽作業

その他: 送迎については応相談

住所: 諏訪市高島 1-22-29

電話: 0266-78-6707



● yui 訪問看護ステーション 南箕輪サテライト

訪問範囲: 南箕輪村・伊那市・箕輪町

住所: 上伊那郡南箕輪村8284-2

電話: 0266-78-7193



(3) その他

第 3 回相談支援専門員連絡会

日時: 令和 6 年 10 月 29 日 (火曜日) 10:00~12:00

場所: 伊那市福祉まちづくりセンター

内容: こどもサービス連絡会と合同で実施

・講義「感覚統合って何?」(講師: 上伊那生協病院作業療法士)

・課題共有他

編集後記

朝晩寒くなりましたが、昼間は暑く寒暖差が激しくなってきましたね。みなさん体調等大丈夫でしょうか。また相談支援専門員連絡会で元気にお会いできるのを楽しみにしております。

事務局 上伊那圏域障がい者総合支援センター

担当者 伊藤、村上

TEL (0265) 74-5627 FAX (0265) 74-8661

e-mail: ksc@ar.wakwak.com